

郡山市スポーツ推進審議会の公募委員選考基準

平成 27 年 4 月 1 日制定
[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(趣旨)

第 1 条 この基準は、郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領（平成 14 年 8 月 1 日制定）に定めるもののほか郡山市スポーツ推進審議会の公募委員を選考するため、必要な事項を定める。

(選考対象者)

第 2 条 郡山市スポーツ推進審議会委員選考基準（平成 27 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるもの以外のものについて、選考するものとする。

(選考方法)

第 3 条 選考は、面接及び申し込みの際に提出された書類選考等により行う。

(選考会議)

第 4 条 郡山市スポーツ推進審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選考する。

- 2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には、文化スポーツ部長をもって充てる。
- 4 委員には、文化スポーツ部次長、スポーツ振興課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(選考基準及び評価方法)

第 5 条 公募委員の選考は、次に掲げる審査項目の審査結果により行う。

審査項目	評価の基準
(1) 応募の動機	意欲、熱意等が感じられるか
(2) スポーツ行政制度の理解度、問題意識	会議等で具体的な意見等が期待できるか
(3) 建設的な考え方	現状批判だけでなく、前向きな積極さがあるか
(4) 公平、公正な考え方	意見を主張するばかりでなく、他の意見に対しての許容性があるか
(5) 視野の広さがあるか	自分の問題だけではなく、社会全体を考えているか
(6) 市民としての義務等	納税状況等

2 評価は、前項に規定する審査項目について、小論文審査表（第 1 号様式）及び面接審査表（第 2 号様式）により、次の 5 段階で行うものとする。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
得点	5	4	3	2	1

3 公募委員の評価及び選考は、次に掲げる方法により行う。

(1) 選考委員会の委員長及び委員が個別に評価する。

(2) 選考委員会の委員長及び委員の評点を集計し、必要に応じ年齢、性別及び地域性等を考慮し、点数の高い者から順に選考する。

(その他)

第7条 応募者の中に委員としてふさわしくない者がいないときは、他の方法により委員を選任するものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式

小論文審査表

項目	応募者氏名				
文章の構成	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・
	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1
スポーツ行政に関する理解度・関心度	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・
	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1
発想力・想像力	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・
	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1
問題意識	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・	5・4・
	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1	3・2・1
総合得点					

※応募者ごとに、それぞれの項目について、該当する数字一つに○をつけてください。

第2号様式

面接審査表

審査事項	氏 名	氏 名	氏 名
	採 点	採 点	採 点
応募の動機	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1
スポーツ行政制度に対する 理解度・関心度が高い	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1
委員の役割を理解し建設的 な考え方を持っている	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1
公正・公平な考え方ができ る	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1
広い視野でスポーツ行政の 様々な分野に対し問題意識 を持っている	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1	5・4・3・2・ 1
合計点数			

※応募者ごとに、5つの項目それぞれについて、該当する数字一つに○をつけてください。